

令和３年度事業実績及び令和４年度事業計画書

【評価】R3年度事業実施状況

◆事業実績評価（事業計画どおり事業を実施したか、効果は十分であったか）

◆人権視点評価（人権尊重の視点に立って事業ができたか）

Ⅰ 基本施策の推進

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
Ⅰ 人権同和教育・啓発の推進	Ⅰ-Ⅰ あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	①学校などでの人権同和教育の推進	・市内の幼児小中高に勤務する教職員が、公開の保育や授業の研究を中心とした研修を深め、人権同和教育を進めます。（研修校と授業研究校の指定）	1	・東信地区人権教育研修会への保育士の参加 ・11月（調整中）中央公民館にて16:30～18:00 田中小学校 校長 荻原敏行先生による講演会 ・自然に触れる、動植物の世話など、命の大切さの体験	・各保育園ごとにセルフチェックリストを用いて、人権について学んだ。 ・自然に触れる、動植物の世話など、命の大切さの体験を衛生面に配慮しながら実施した。	B	A	・東信地区人権教育研修会への保育士の参加 ・自然に触れる、動植物の世話など、命の大切さの体験	子育て支援課
			・学校人権同和教育研修を研修校及び授業研究校において実施する。 当番校：遊野小学校、祇津小学校 ・市内小中学校一貫の人権同和教育を進めていくための計画を練り、実施できるようにしていく。 ・各校の授業づくりに人権同和教育指導主事も加わり、助言していく。 ・人権同和教育主任会、人権同和教育委員会、小中一貫教育を推進していく。	2	・学校人権同和教育研修を研修校及び授業研究校において実施する。 ②公開授業研究開催【祇津小学校】 ・遊野小学校、北御牧中学校及び田中小学校からの依頼により、人権同和教育指導員が授業づくりや授業に参加した。 ・人権同和教育主任会及び人権同和教育委員会、小中一貫教育の推進（年5回実施）に取り組んだ。	・学校人権同和教育研修を研修校及び授業研究校において実施する。 当番校：北御牧中学校及び遊野小学校 ・市内小中学校一貫の人権同和教育を進めていくための計画を練り、実施できる体制をとる。 ・各校の授業づくりに人権同和教育指導主事も加わり、助言していく。 ・人権同和教育主任会、人権同和教育委員会、小中一貫教育を推進していく。	A	A	・学校人権同和教育研修を研修校及び授業研究校において実施する。 当番校：北御牧中学校及び遊野小学校 ・市内小中学校一貫の人権同和教育を進めていくための計画を練り、実施できる体制をとる。 ・各校の授業づくりに人権同和教育指導主事も加わり、助言していく。 ・人権同和教育主任会、人権同和教育委員会、小中一貫教育を推進していく。	教育課
			・保育所・幼稚園の就学前教育・幼児教育において、保育所保育指針に掲げる保育目標の一つ「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」の達成を図ります。	3	保育所保育指針等に則り、各保育所等の実情に応じて創意工夫を図り、保育所等の機能及び資質向上に努めます。	・保育所職員人権研修 荻原 敏行先生 「生まれてきて良かったと思える人生を送るために」 ・コロナ禍での研修の為、リモートでの開催 ・リモートの為、質疑がなかなかしづらい。	A	A	・保育所職員人権研修 家庭児童相談員 斎藤 清子氏 「子どもの人権について」 ・保育をする上で一番大切な「子どもの人権」について東御市の家庭環境の実情を交えての講演。	子育て支援課
			・「人権と暮らしについての意識調査」及び「部落差別に関する意識調査」の結果や、学校や地域の暮らしの中にあるあらゆる差別の問題を教材化し、生活と結びついた人権同和教育を推進します。	4	・冊子「令和3年度東御市の人権同和教育」作成 ・各校の人権同和教育計画により、人権同和教育の充実を図る。 ・人権啓発作品の募集を通して、学校人権同和教育の充実につなげていく。	・冊子「令和3年度東御市の人権同和教育」を作成した。 ・人権啓発作品の募集し、展示した。 人権同和政策課と連携し、幼児園、小中学校及び企業から次のとおり応募があった。作文44点、標語53点、ポスター38点、なかよし絵（幼保のみ）33点 ・中央公民館展示後、全校巡回展を実施した。	A	A	・冊子「令和4年度東御市の人権同和教育」を作成する。 ・各校の人権同和教育計画において、小中学校から中学校へつなげる人権同和教育の充実を図る。 ・人権啓発作品の募集を通して、学校人権同和教育の充実につなげていく。	教育課
			・具体的な課題解決に向けて、教職員の人権同和教育研修の充実とともに、学年会や教科会などの活動をより活発化するとともに、教職員の質的・量的な充実を図ります。	5	・人権同和教育指導主事の派遣による校内人権同和教育活動支援 ・市外からの要請があれば派遣し、職員や児童生徒、PTAへの指導をしていく。	・学校からの要請により、人権同和教育指導主事を派遣し、人権同和教育研修を実施した。 ・市内全小中学校で職員人権同和教育指導を実施。新任職員にはさらに別途研修を実施した。 ・市外（望月小学校で職員研修）からの要請で指導派遣を実施した。	A	A	・人権同和教育指導主事を各校に派遣し、校内人権同和教育活動支援（全7校での指導を予定）を行う。 ・市外からの要請があれば派遣し、職員、児童生徒、PTA等への指導をしていく。	教育課
			・保護者への意識啓発を図るため、PTA会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進します。	6	・各小中学校においてPTA会員を対象とした人権同和教育の推進。 ・各小中学校において参観日等に合わせ、PTA人権同和教育講演会開催、学級・学年PTAでの研修実施。	・学校からの要請により、人権同和教育指導員による保護者への研修を実施した。 ・PTA人権部員の研修を実施（東部中学校、祇津小学校及び遊野小学校）した。	A	A	・各小中学校においてPTA会員を対象とした人権同和教育の推進する。 ・各小中学校において参観日等に合わせ、PTA人権同和教育講演会の開催や学級・学年PTAでの研修を実施していく。	教育課
			・市内の小中学校ごとに、解放子ども会の保護者や関係者、部落解放同盟東御市協議会役員、学校職員、教育委員会及び人権同を担当課職員による懇談会を通じて、同和教育の充実と改善を図ります。	7	・学校主催の人権同和教育懇談会開催 東御市協議会員と学校職員との懇談 ・学校人権同和教育懇談会を1月に開催（1年間のまとめ） ・再開しても対応ができるよう、職員への解放子ども会の研修を行う。 ・人権啓発センターの社会見学を通して、地域における人権啓発の様子や解放子ども会について学べるようにしていく。	・学校主催の人権同和教育懇談会を5・6月に全小中学校で開催した。 ・1月に開催を予定していた学校人権同和教育懇談会が中止となったため、アンケートにより、1年間のまとめと次年度の取り組みを確認した。 ・職員が解放子ども会について学ぶ研修を実施した。 ・小学校中学年が人権啓発センターの社会見学を実施した。	A	A	・学校主催の人権同和教育懇談会を開催する。 ・1年間のまとめとして学校人権同和教育懇談会を1月に開催する。 ・解放子ども会がいつ再開しても対応ができるよう職員への研修を行う。 ・人権啓発センターの社会見学を通して、地域における人権啓発の様子や解放子ども会について学べるようにしていく。	教育課
			・教育委員会及び人権同を担当課に配置された人権同和教育指導員を中心に、小中学校からの講師派遣要請に付き、本市の人権同和教育に沿った内容で教育支援、研修支援をします。	8	・人権同和教育指導主事や指導員は、学校からの要請により、教育課の指導主事と人権同を担当の指導員が、講演などを通して学校教職員やPTAに対する研修支援を行う。 ・人権同和教育指導主事は、授業づくりの助言や児童生徒に向けた授業の実施による教育支援を行う。	・年度当初の計画に沿って、各校の教職員に対して、部落差別の歴史や市の人権同和教育について講話を行ったり、授業支援を行った。 ・学校の要請により、PTA研修部員へ部落差別の歴史やさまざまな人権課題との関連など、今の子どもたちが学んでいる内容について理解を深める講話を実施した。	A	A	・年度当初の計画に沿って、各校の教職員に対して、部落差別の歴史や市の人権同和教育について講話や授業支援を実施する。 ・学校の要請により、PTA研修部員へ部落差別の歴史やさまざまな人権課題との関連など、今の子どもたちが学んでいる内容について理解を深める講話を増やしていく。	教育課
		②社会教育における人権同和教育の推進	・地域における啓発活動を推進するため、公民館との連携を強化し、人権啓発学習会を開催して、人権同和教育の推進を図ります。	9	映画「ぼんどの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員の解説と参加者アンケートを実施する。新型コロナウイルス感染症対策（会場、人数制限）をとって実施する。	新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館で人数制限を設けて実施した。北御牧地区（6月15日～6月23日）、田中地区（7月13日～7月15日）、祇津地区（10月13日～10月21日）参加者 33区 113人。 課題 今後の実施方法の検討が必要。	B	B	映画「ぼんどの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員の解説と参加者アンケートを実施する。新型コロナウイルス感染症対策（会場、人数制限）をとって実施する。	人権同和政策課
			・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（北御牧地区・田中地区）	10	地域の役割の方々によるワークショップ形式の事業につき感染拡大防止のため中止とした。 今後の感染症状況により実施方法の検討要。	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（北御牧地区・田中地区）	—	—	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。（北御牧地区・田中地区）	人権同和政策課
			・市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援を図ります。	11	・人権尊重のまちづくり審議会、人権啓発センター運営委員会の開催 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/4(土)）の開催。講演講師は、映画「ある精肉店のはなし」の出演者・北出さんを予定。 ・東御人権セミナー（4回）の開催	・人権尊重のまちづくり審議会（7/20、11/12）、人権啓発センター運営委員会（11/2）を開催し、人権施策、運営について協議した。 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/4(土)）の開催。人権作文・標語・ポスターの最優秀作品の表彰。参加人数180名。講演講師に、映画「ある精肉店のはなし」の出演者・北出さんを招いて実施。 ・人権セミナー（8/25 障がいの人権（中止）、9/22 部落差別、10/16 インターネットによる人権問題、10/24高齢者の人権 合計 135人参加）を開催した。	B	B	・人権尊重のまちづくり審議会、人権啓発センター運営委員会の開催 ・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/10(土)）の開催。講演講師は、（一社）インターネット・ヒューマンライツ協会代表 スマイリーキチ氏を予定。 ・東御人権セミナー4回（8/24 障がいの人権、9/22 子どもの人権、10/22 犯罪被害者の人権、11/24 部落差別）の開催。	人権同和政策課

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課		
I 人 権 同 和 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	I-1 あらゆる 場を通じ た人権同 和教育・ 啓発の推 進	②社会教育 における人 権同和教育	・市民の学習機会や情報の提供、学習 方法の提案、指導者育成など学習支援を 図ります。	12	市報、FMとうみ、市HP等を活用して、 東御人権セミナー、人権尊重のまち づくり市民の集いの情報発信を行う。	市報、FMとうみ、市HP等を活用して、 東御人権セミナーの開催をPRし、市内 外への周知を図った。	B	B	市報、FMとうみ、市HP等を活用して、 東御人権セミナー、人権尊重のまち づくり市民の集いの情報発信を行う。	人権同和政策課		
			・地域や各団体、各機関での各種の研 修会を充実するため、また、研修会への 派遣要請に対応していくため、人権問題 に深い認識と実践力のある指導者の発掘 と養成、確保を図ります。	13	・各種団体、各機関への東御人権セミ ナーへの参加依頼 ・各種団体、各機関における研修会の支 援・協力	・東御市企業人権同和教育連絡協議会、 人権擁護委員、民生児童委員、青少年補 導委員他市内各種団体、小中学校へ東御 人権セミナーへの参加を依頼した。 ・各種団体等の研修会は、希望団体がな かった。	B	B	・各種団体、各機関への東御人権セミ ナーへの参加依頼 ・各種団体、各機関における研修会の支 援・協力	人権同和政策課		
				14	・人権同和教育指導委員による地域での 人権同和教育推進 ・研修等による指導者養成(人権同和教 育指導委員視察研修の実施)	・人権学習会を実施。新型コロナウイルス 感染症対策として各分館単位から公民 館で人数制限を設けて実施した。北御牧 地区(6月15日～6月23日)、田中地 区(7月13日～7月15日)、祇津地区 (10月13日～10月21日)参加者 33 区 113人。 ・指導者養成として、人権同和教育指導 委員研修を実施(コロナ差別とハンセン 病問題のオンラインセミナー、善光寺の 被差別部落研修)	B	B	・人権同和教育指導委員による地域での 人権同和教育推進 ・研修等による指導者養成(人権同和教 育指導委員視察研修の実施)	人権同和政策課		
			・学校人権同和教育同様、人権同和教 育指導員が具体的な関わりを持ってい きます。	15 -1	・人権同和教育指導主事や指導員は、人 権同和教育指導委員の一員として、地域 の人権同和教育の啓発活動にも関わって いく。	・学校職員に指導している内容が地域の 学習会でも反映できるように、指導委員 会で提案するとともに、実際の学習会でも 学校の取り組みを紹介するようにし た。	A	A	・指導員の指導がより充実できるよ うに、学校現場で取り組んでいるものが反 映できるようにしていく。	教育課		
				15 -2	・地域に根差した人権同和教育を推進す る。	・人権学習会を実施。新型コロナウイルス 感染症対策として各分館単位から公民 館で人数制限を設けて実施した。北御牧 地区(6月15日～6月23日)、田中地 区(7月13日～7月15日)、祇津地区 (10月13日～10月21日)参加者 33 区 113人。	B	B	・人権学習会の実施新型コロナウイルス 感染症対策として各分館単位から公民 館で人数制限を設けて実施。遊野地区(6 月14日～6月21日)、和地区(7月12 日～7月20日)、北御牧地区(10月12 日～10月18日)	人権同和政策課		
			③市職員・ 教職員及び 福祉関係者 などに対す る人権同和 教育の推進	16	・令和3年度職員研修計画に基づき、令 和3年8月に開催予定(内容未定) ・新規採用職員研修の一環として令和3 年3月に人権研修を開催予定(内容未 定)	・令和3年度職員研修計画に基づき、令 和3年11月15日に開催した。(出席者 77名) ・新規採用職員研修の一環として令和3 年3月8日に人権研修を開催した。(出 席者21名)	B	B	・令和4年度職員研修計画に基づき、令 和4年7月に開催予定(内容未定) ・新規採用職員研修の一環として令和5 年3月に人権研修を開催予定(内容未 定)	総務課		
				17	・4月、7月に新任教職員研修会を開催 する。 4月：市の人権同和教育の取組、差別 の現状について研修する。 7月：部落差別の歴史や解放子ども会 に関する現地研修を行う。	・東御市の人権同和教育、部落差別の現 状等を知る機会として、人権同和教育懇 談会の前に各校で研修会を実施した。 ・7月に、フィールドワークの研修を昨 年度中止となった2年目の教職員の研修 も併せて実施した。	A	A	・4・5月と7月に新任教職員対象の研 修会を開催する。1回目は、市の人権同 和教育の取り組みと差別の現状について 研修し、2回目は、部落差別の歴史や解 放子ども会に関する現地研修を行う。	教育課		
				18	・体系化された職員研修の計画を策定 し、職員一人ひとりが自らの職務を通じ て指導的役割が果たせるように計画的な 研修を実施します。	・総務課が主催する職員研修の協力 ・東御人権セミナーを職員研修として位 置づけて実施	A	A	・総務課が主催する職員研修の協力 ・東御人権セミナーを職員研修として位 置づけて実施 ・差別対応マニュアルの作成	人権同和政策課		
				19	・医療機関従事者や福祉施設職員、 ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者 に対する人権学習の充実や、民間機関に おける人権学習の充実が図られるよう講 師の紹介、資料の提供等の支援に努め ます。	・ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開 催する予定。	・コロナ禍のため、ハートをつなぐ障が いセミナーが中止となった。	—	—	ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開 催する。	福祉課 子ども家庭支援 室	
				20	・東御人権セミナーの参加を依頼 ・国・県からの研修会情報を入庁啓発セ ンターだけでなく、福祉センター等に配 置 ・講師の紹介や資料の提供等、民間機関 の学習支援を行う。	・東御人権セミナーへの参加を社会福祉 法に依頼し、医療機関従事者や福祉施 設職員、ホームヘルパーなどの医療・福 祉関係者に対する広報を行った。福祉施 設職員参加人数 12名 ・県発行の「人権うしん」「人権なが の」他、国・県からの研修会情報を、総 合福祉センター、市役所、各地区公民館 へ掲示・配布した。	B	B	・東御人権セミナーの参加を依頼 ・国・県からの研修会情報を入庁啓発セ ンターだけでなく、福祉センター等に配 置 ・講師の紹介や資料の提供等、民間機関 の学習支援を行う。	人権同和政策課		
			④子育て支 援における 人権教育の 推進	・妊産婦から子どもの生命、健康、成 長が尊重されるように、保護者への人権 教育を推進します。	21	・各種講座における人権教育の推進 ・こどもの日におけるこいのぼりの掲揚 と児童憲章による啓発	胎児期から子どもの命や健康が尊重され る子育てができるよう各講座等に人権教 育を盛り込んで実施した。また、子ども の発達や成長に伴うこころの理論につい て、事例を交えながら保護者同志ともに 学びあう機会を設け運営した。 ・子どもの日にあわせ児童憲章を掲示し ポータルサイトにアップするとともに、 子育て支援センターにこいのぼりを掲 揚し、子どもの人権について啓発した。	A	A	・各種講座における人権教育の推進 ・こどもの日におけるこいのぼりの掲揚 と児童憲章による啓発	子育て支援課	
					22	・もうすぐママパパ学級、妊産婦訪問、 乳幼児健診における子への愛着形成と人 権教育の推進 ・医療機関や市で実施する母親学級等へ の参加を勧奨し、市では夫婦での参加し やすい体制とするため引き続き土曜日開 催とする。 ・また個々の状況に対応するため、妊婦 訪問を継続とする。	妊産婦からの愛着形成が大切であることを を、母子手帳交付の面接から伝えている。 ・新型コロナ感染予防を行いながら、 「もうすぐママパパ学級」を開催し、両 親で参加しやすいよう、夫婦での参加希 望の多い沐浴実技は土曜日開催を継続し ている。 学級は6回、食教室は2回、延べ8回開 催。延べ77名(妊婦41名、家族36名) 参加。 妊婦参加人数のうち初産婦36名。初産 婦参加率46.2%(食教室除く) ママパパ学級に参加しなくても、妊婦訪 問にて個別相談には対応できている。	A	B	・もうすぐママパパ学級、妊産婦訪問、 乳幼児健診における子への愛着形成と人 権教育の推進 ・医療機関や市で実施する母親学級等へ の参加を勧奨し、市では夫婦での参加し やすい体制とするため引き続き土曜日開 催とする。 ・また個々の状況に対応するため、妊婦 訪問を継続とする。	健康保健課	
					23	・子どもがその子らしく成長し、家族 の一員としてのびやかに成長できる家庭 づくりを支援します。	・子どもの個性を尊重した相談事業の充 実 発達支援事業の充実 子育て応援相談の開催 利用者支援事業の充実	・子どもの特性を理解し、子どもの個性 を尊重した子育てができるよう相談事業 を通じて支援を行った。 発達支援事業の実施 参加親子 10回 5組 子育て応援相談 32件 利用者支援事業 203件	B	A	・子どもの個性を尊重した相談事業の充 実 発達支援事業の充実 利用者支援事業の充実 育児相談事業の充実 オンライン相談の体制整備	子育て支援課
					24	・各種相談を継続実施し、子の成長に対 する保護者の理解を促進する。 ・各種相談に対する敷居を低くするた め、母と子の健康相談や乳幼児健診との 同日に心理相談等を実施し、相談しや すい日程設定として相談しやすい環境に 配慮する。	各種相談の実施 ・母と子の健康相談 週1回 368件 ・発達相談 月1回 13件 ・心理・言語相談等 月3～4回 71 件	A	B	・各種相談を継続実施し、子の成長に対 する保護者の理解を促進する。 ・各種相談に対する敷居を低くするた め、母と子の健康相談や乳幼児健診との 同日に心理相談等を実施し、相談しや すい日程設定として相談しやすい環境に 配慮する。	健康保健課	
					25	・たけのこ学級(乳児・幼児を持つ親の 学習講座)を開催する。(1クラス)	子育てや健康等の学習とともに仲間づく りをすすめた。 受講生13名。	B	B	・たけのこ学級(乳児・幼児を持つ親の 学習講座)を開催する。(5回の2クール 制)	人権同和政策課	

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R3年度事業計画 （事業名・内容）	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 （事業名・内容）	担当課	
Ⅰ人権 同 和 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	Ⅰ－Ⅰ あらゆる 場を通じ た人権同 和教育・ 啓発の推 進	⑤人権啓発 行事の開催	・市民が関心・興味をもって参加できる講演会や交流会などの啓発活動事業を行います。	26	・同和集会所での交流事業の実施（オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等） ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施（パソコン、カラオケ、健康体操、料理教室等） ・東御人権セミナーの実施（4回）	新型コロナウイルス感染症対策のため中止した月もあったが下記のとおり開催した。 同和集会所（加沢、西宮）での交流事業を実施した。内容…オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操 実施回数 42回・参加者 延べ217名 北御牧人権啓発センターでの交流事業を実施した。内容…パソコン、カラオケ、健康体操、音楽療法、料理教室 実施回数 37回・参加者 延べ304名 人権セミナー（8/25 障がいの人権（中止）、9/22 部落差別、10/16 インターネットによる人権問題、10/24高齢者の人権 合計 135人参加）を開催した。	B	B	・同和集会所での交流事業の実施（オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等） ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施（パソコン、カラオケ、健康体操、料理教室等） ・東御人権セミナーの実施（4回）	人権同和政策課	
			・人権週間にあわせて、「人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催し啓発に努めます。	27	・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/4出 東御市中央公民館）の講演講師（予定）…映画「ある精肉店のはなし」の出演者・北出さん。 学校や各種団体の人権に関する取り組みを発表する場を設ける。	・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/4出）会場：東御市中央公民館の開催。人権作文・標語・ポスターの最優秀作品の表彰。参加人数 180名。講演講師に、映画「ある精肉店のはなし」の出演者・北出氏を招いて実施。	A	A	・人権尊重のまちづくり市民の集い（12/10出）。会場：東御市中央公民館の開催。講演講師は、（一社）インターネット・ヒューマンライツ協会代表スマイリー・キクチ氏を予定。 学校や各種団体の人権に関する取り組みを発表する場を設ける。	人権同和政策課	
			・人権週間にあわせて、「人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催し啓発に努めます。	28	・12月開催の人権尊重まちづくり市民の集いで、人権啓発最優秀作品表彰、最優秀作文朗読、作品展示を行う。	・人権尊重のまちづくり市民の集いにおいて、市長から最優秀受賞者への賞状授与を行い、同時に人権啓発入選作品を中央公民館ロビーに展示した（最優秀受賞者7名）。集会で行っている最優秀作文の朗読は中止とした。	B	A	・12月に開催する人権尊重まちづくり市民の集いにおいて、人権啓発最優秀作品表彰、最優秀作文朗読、作品展示を行う。	教育課	
			⑥広報紙・人権啓発冊子・人権啓発作品募集及び展示などによる啓発	29	・奇数月発行の市報とうみ本紙に、人権啓発の随筆「心の眼」を連載。 人権啓発作品の紹介を市報及び展示などにより行い啓発を行う。	・奇数月発行の市報とうみ本紙に、人権啓発の随筆「心の眼」を連載。執筆は人権同和教育指導委員が行った。 人権啓発作品最優秀作品を市報に掲載するとともに、展示を行った。	A	A	・奇数月発行の市報とうみ本紙に、人権啓発の随筆「心の眼」を連載。 人権啓発作品の紹介を市報及び展示などにより行い啓発を行う。	人権同和政策課	
				・あらゆる人権問題の解決を図るため、人権啓発冊子の作成などの充実に努めます。	30	・人権同和教育の充実を図るため、生徒の教材として人権同和教育副読本「あけぼの」配布	・人権同和教育の推進のため、副読本「あけぼの」を配布した。 小学校2・4・6年生は、学年置きとし、中学校1学年には個人持ちとして配布（改訂版）した。指導書は小学校にも配布した。	A	A	・人権同和教育の充実を図るため、生徒の教材として人権同和教育副読本「あけぼの」を配布する。地域の人権同和教育学習会でも「あけぼの」の紹介を充実していく。	教育課
				・保育所・幼稚園、学校及び関係機関での人権同和教育の一環として、人権啓発のポスター、作文、標語を募集し、その優秀作品を用い人権啓発に努めます。	31	・「令和3年度人権啓発作品集」を各学校に配布し、人権同和教育の授業に役立ててもらったり、入選作品の学校巡回の実施を通して、人権同和教育の充実を図る。	・応募作品から最優秀賞、優秀賞を選考し、市報12月号に掲載した。最優秀賞及び優秀賞作品を冊子「人権啓発作品集」としてまとめ、授与者、各小中学校、関係機関へ配布し、啓発の一環とした。 中央公民館ロビーでの展示後、小中学校への巡回展示を実施した（12月～2月 各校1週間ずつ）。	A	A	・「令和4年度人権啓発作品集」を各学校に配布し、人権同和教育の授業に役立てたり、入選作品の学校巡回の実施を通して、人権同和教育の充実を図る。 最優秀賞を中心としたハイライ版の作品集も作成し、当日の参加へ配布する。 集会終了後、1週間ごとに各校へ作品を選び、巡回展示を実施する。	教育課
		・図書館や人権啓発センターにおける人権啓発図書の充実を図るよう努めます。		32	・広報誌・啓発冊子等による啓発人権啓発図書を設置しており、さらに充実を図るよう努める。	・人権啓発図書の充実を図った。 人権関連資料 一般書4冊、児童書8冊受入	A	A	・広報誌・啓発冊子等による啓発人権啓発図書を設置しており、さらに充実を図るよう努める。	生涯学習課	
		・市のホームページの活用を図ります。	33	・各種研修会情報、啓発活動内容などを掲載し、情報の発信を行う。	・人権施策の基本方針・基本計画、平和と人権を守る都市宣言の掲載。 人権セミナーの開催告知を随時掲載した。 新型コロナウイルス感染拡大に伴う差別的な課題、相談先等について随時掲載した。	A	A	・各種研修会情報、啓発活動内容などを掲載し、情報の発信を行う。	人権同和政策課		
		⑦企業における人権啓 発の推進	・東御市企業人権同和教育連絡協議会（令和3年3月末現在 市内86社加盟）を中心に関係機関と連携して、企業の啓発活動を促進するため、研修機会及び啓発資料・情報の提供に努めます。	34	・企業人権同和教育講座の開催（2回） 企業が主体的に人権同和教育に取り組むことへの支援（映像教材・書籍等の貸し出し） 協議会活動の情報を市HPに掲載。	・加入企業85社 企業人権同和教育講座の開催1回（新型コロナウイルス感染対策のため1回中止）職場におけるハラスメントについて実施。講師…東信教育事務所指導主事 園部勇一郎氏 上田地域振興局等主催の研修会参加。 協議会活動の情報を市HPに掲載した。	B	B	・企業人権同和教育講座の開催（2回） 企業が主体的に人権同和教育に取り組むことへの支援（映像教材・書籍等の貸し出し） 協議会活動の情報を市HPに掲載。 加盟企業に人権研修に関するアンケートの実施。	人権同和政策課	
			・企業の人権に関する活動等の情報収集に努め、企業相互の情報交換や市民への情報発信に努めます。	35	・研修会開催時に企業相互の情報交換を行う。 市HPを活用し情報の発信を行う。	・企業人権同和教育講座の開催1回（新型コロナウイルス感染対策のため1回中止）時に情報交換を行った。 協議会活動の情報を市HPに掲載した。	B	B	・研修会開催時に企業相互の情報交換を行う。 市HPを活用し情報の発信を行う。	人権同和政策課	
		⑧関係機 関・市民団 体等との連 携・協力	・国・県が実施する様々な人権関係施策に積極的に参加します。また、法務局や人権擁護委員及び人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を強化します。	36	・国・県が実施する人権関係施策（人権週間の実施等）に協力 国・県からの研修会情報を人権啓発センター等に設置し、市民への周知 人権擁護委員の活動（心配ごと相談、街頭啓発活動等）を支援及び協力 上田地域人権啓発ネットワーク協議会等の活動の支援及び協力。人権の花運動を、和小学で実施する。	・国・県からの研修会情報を人権啓発センター等に設置し、市民へ周知した。 人権擁護委員の活動（心配ごと相談を毎月1回、街頭啓発活動は中止）への支援・協力を行った。 上田地域人権啓発ネットワーク協議会等の活動の支援・協力で、人権の花運動を和小学で実施した。	B	B	・国・県が実施する人権関係施策（人権週間の実施等）に協力 国・県からの研修会情報を人権啓発センター等に設置し、市民への周知 人権擁護委員の活動（心配ごと相談、街頭啓発活動等）を支援及び協力 上田地域人権啓発ネットワーク協議会等の活動の支援及び協力。人権の花運動を、滋野小学校で実施する。	人権同和政策課	
				・女性団体連絡協議会・高齢者クラブなどの各種団体での人権同和教育を進めるため、研修会開催の講師派遣などを支援します。	37	・女性団体連絡協議会などにおいて人権研修実施・情報提供などを行う。	・女性団体連絡協議会において人権問題を含む研修会を開催。様々な人権問題について、また思い込みや固定観念、偏見等について学習した。 日本女性会議10/22・23、長野県男女共同参画推進県民大会11/7、長野県共同参画をめざす会主催シンポジウム11/27	B	A	・女性団体連絡協議会などにおいて人権研修実施・情報提供などを行う。	人権同和政策課
			・教育委員会及び人権同和担当課に配置された人権同和教育指導員を中心に、市内の関連機関や団体はもちろんのこと、市外の行政機関からの講師派遣要請にも赴き、教育支援、研修支援をします。	38-1	・人権同和教育指導主事や指導員は、市内外を問わず、要請があれば行政職員や企業、各種団体等の研修支援を行う。 人権同和教育指導主事は、上田市や佐久市などの小中学校からの要請があれば、教職員対象、児童生徒対象の教育支援や研修支援を行う。	・市議会議員、令和3年度及び令和4年度採用市職員を対象とした研修会の講師を行った。 市外からの要請（望月小学校）にも対応し、研修支援を行った。また、他校（望月中学校）の先生からの要望で、教材等を提供した。	A	A	・市内の学校以外の講演や研修の要請にも応じて、人権同和教育の研修支援を行っている。	教育課	
				38-2	市内及び市外の行政機関等から講師派遣の要請があった場合、人権同和教育指導員を中心に、教育及び研修の支援を行う。	・東御市の令和4年度新規採用職員向けの人権研修（3/8）の講師を、人権同和教育指導員が務めた。	B	B	市内及び市外の行政機関等から講師派遣の要請があった場合、人権同和教育指導員を中心に、教育及び研修の支援を行う。	人権同和政策課	

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
I 人権 同 和 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	I-1 あらゆる 場を通じ た人権同 和教育・ 啓発の推 進	⑧関係機 関・市民団 体等との連 携・協力	・差別事象など、人権侵害の事象などへの対応については、法務局などの関係機関や関係団体などと連携し、今後の啓発活動に生かすなど再発防止に努めます。	39	・法務局等の会議への参加をして、情報の共有を図る。 ・人権尊重のまちづくり審議会や人権啓発センター運営委員会において情報の共有を図る。 ・差別事象などの対応マニュアルを整備し、適切な対応が図れるようにする。 ・得られた情報を活用して、人権侵害防止に努める。	・法務局等の会議へ出席し、情報の共有を図った。 ・国、県、機関紙等から得られた情報を活用して、人権侵害防止に努めた。 ・差別事象が発生したため、県のマニュアルに沿って対応した。	B	B	・法務局等の会議への参加をして、情報の共有を図る。 ・得られた情報を活用して、啓発を行い人権侵害防止に努める。	人権同和政策課
				40	・各種研修会等の開催に合わせ、随時アンケートを実施。	・人権セミナー・研修会の開催時にアンケートを実施、感想・意見・要望等を聴取した。	B	B	・人権啓発学習会・人権セミナー等の開催時に、随時アンケートを実施する。	人権同和政策課
				41	・職員研修の機会等を捉えて、実施方法を検討する。	令和2年度人権研修会の調査結果を踏まえ、研修を実施した。	B	B	引き続き、職員の意識調査に取り組み、研修内容を検討する。	総務課
				42	・職員の意識調査の実施について、総務課に協力する。	・職員人権研修会(11/15 参加者77名)で、アンケートを行い結果を総務課に報告した。	A	A	・職員の意識調査の実施について、総務課に協力する。	人権同和政策課
				43	R2～R3年度の人権啓発学習会での啓発方法の検討 東御人権セミナーのテーマ、講師の選定	・人権同和教育指導委員会にて人権セミナーのテーマを協議した。	A	A	意識調査の結果を踏まえ、人権同和教育指導委員会を中心に人権啓発学習会の効果的な進め方、また人権セミナーのテーマ、講師を選定する。	人権同和政策課
II 相 談 体 制 の 充 実 と 関 係 団 体 と の 連 携 強 化	II-1 実効性 のある相 談体制の 充実	⑩研修・啓 発の在り 方の研究	・調査・アンケートの結果を踏まえ、体系的な啓発や研修のあり方について、人権同和教育指導委員会を中心とした研究を進め、効果的な啓発方法の導入に努めます。	44	効果的な啓発方法の導入について、意識調査の結果を参考に、人権啓発センター運営委員会や男女共同参画審議会等の会議で協議する。	・意識調査の結果を人権同和教育指導委員会に説明し、啓発方法について協議した。	B	B	効果的な啓発方法の導入について、意識調査の結果を参考に、人権同和教育指導委員会、東御市人権尊重のまちづくり審議会及び人権啓発センター運営委員会で協議する。	人権同和政策課
				45	・子育て相談において関係機関との連携を図る。また市民へ相談機関の活用についてポータルサイトやFMとうみ等を活用して周知する。	・健康保健課・福祉課・教育委員会等と必要な情報を共有し連携しながら家庭支援を行った。 ・子育て応援ポータルサイト「すくすくばけっと」や市報活用し、相談事業等を周知した。	A	A	・子育て相談において関係機関との連携を図る。また市民へ相談機関の活用についてポータルサイトやFMとうみ等を活用して周知する。	子育て支援課
				46	・DV被害・障がいや福祉サービス・生活保護等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。	・DV被害・障がいや福祉サービス・生活保護等の制度や相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知を実施した。 ・更新後の「障害者のしおり」を市ホームページに掲載 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(市ホームページ随時更新)の周知を行った。	B	B	・DV被害・障がいや福祉サービス・生活保護等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。	福祉課
				47	・相談事業については引き続き、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。 ・自殺対策計画を策定したため、計画に沿って相談体制の情報提供を実施する。	相談事業について、毎月市報等で周知した。 また、自殺の現状と精神疾患等の正しい知識の普及と対応について理解を促進した ホームページに講演会の内容を乗せた精神保健講演会 新型コロナまん延防止により、WEB配信した こころの健康づくり講座 延べ5人新型コロナウイルスまん延防止により1回のみ開催 こころの相談 医師 19件 精神保健福祉士 26件	A	B	・相談事業については引き続き、市報、FMとうみ、市ホームページを活用して周知する。 ・自殺対策計画に沿って相談体制の情報提供を実施する。	健康保健課
				48	・人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市HPを活用して周知する。 ・関係団体(法務局他)の相談会等の情報を提供する。	・人権よろず相談、心配ごと相談の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市HPを活用して周知した。 ・関係団体(人権擁護委員協議会他)主催の相談会等の情報を随時市民に提供した。	A	A	・人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業情報を随時、市報、FMとうみ、市HPを活用して周知する。 ・関係団体(人権擁護委員協議会他)の相談会等の情報を提供する。	人権同和政策課
				49	市営住宅入居募集に係る情報を随時市報及び市ホームページを活用して周知する。	・各情報について、市ホームページに掲載及び更新するとともに、必要に応じて市報等へも記事の掲載を行った。 ・市営住宅入居について、優先枠を設け、特に居住の安定を図る必要がある生活困窮者に対し、相談窓口の周知もあわせて行った。	A	A	市営住宅入居募集に係る情報を随時市報及び市ホームページを活用して周知する。	建設課
				50	・市広報等による本人通知制度の周知	・広報紙による周知。(6月1日号) ・今後も継続し市民への周知を図る。	B	B	・市広報紙等による本人通知制度の周知	市民課
				51	・各相談機関との連携を図り、相互に情報交換して市民に提供できる情報を充実させるように努めます。	・相談員として弁護士、長野県司法書士会上田支部、人権擁護委員、行政相談委員、保健師、まいさば東御相談員に協力いただき、人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業を実施する。さらに、必要に応じて専門相談機関情報を紹介する。(人権よろず相談12回 心配ごと相談12回 女性弁護士による法律相談6回)	A	A	・相談員として弁護士、長野県司法書士会上田支部、人権擁護委員、行政相談委員、保健師、まいさば東御相談員に協力いただき、人権よろず相談、心配ごと相談等の相談事業を実施する。さらに、必要に応じて専門相談機関情報を紹介する。(人権よろず相談12回 心配ごと相談12回 女性弁護士による法律相談6回)	人権同和政策課
				52	・地域住民の最も身近な相談場所として、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターの役割が発揮できるように努めます。	・人権啓発センターにおいて、相談員が同和地区及び周辺地域住民の日常生活相談事業を実施した 東部人権啓発センター7件 北御牧人権啓発センター4件	A	A	・東部及び北御牧の人権啓発センターに相談員を各1人配置し、日常生活相談事業を実施する。	人権同和政策課
				53	・長野県隣保会館職員研修会に参加する。 ・人権センターながの主催の人権リーダー・部落問題講座に参加する。 ・関係機関による研修会の情報把握 ・上田人権擁護委員研修会参加	・県隣保館関係職員研修(2/22) ・人権センターながの主催の人権リーダー(8/4～8/6) ・上田人権擁護委員研修会(10/13)その他、東信教育事務所人権教育スキルアップ研修(7/27)へ参加、全国隣保館連絡協議会東日本ブロック会スキルアップ研修会(6/16)ハンセン病講演会等視聴した。	B	B	・長野県隣保会館職員研修会に参加する。 ・人権センターながの主催の人権リーダー・部落問題講座等に参加する。	人権同和政策課
				54	法務局、県等関係機関と連絡調整	・市民からの人権侵害等の相談について、上田人権擁護委員協議会や上田弁護士会の随時相談などの紹介を行った。	A	A	法務局、県等関係機関と連携する。	人権同和政策課

基本方針	基本施策	具体的施策	施策の展開	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
II 相談体制の充実と関係団体との連携強化	II-1 実効性のある相談体制の充実	③関係機関との連携	・人権侵害の救済・解決が図られるよう専門機関などと協働します。	56	・人権擁護委員等との連携強化 ・関係機関との連絡調整	・人権擁護委員による心配ごと相談の実施、また人権擁護委員と市関係職員の懇談会を実施し、情報共有と意見交換を行った。 ・例年実施している人権擁護委員の街頭啓発活動については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。	B	B	・人権擁護委員等との連携強化 ・関係機関との連絡調整	人権同和政策課
	II-2 施策推進のための関係団体との連携強化	④市民団体等活動への支援	・団体が安心して地域に密着した活動ができるよう、団体の結成や活動に関する相談に応じ支援します。	57	・人権政策確立懇談会の開催 ・市民団体活動支援	・人権政策確立懇談会を開催（11/18） 出席者…部落解放長野県連合会、部落解放同盟上小協議会・東御市協議会10人、市議会議員2人、東御市校長会長、市理事者・職員21人	A	A	・人権政策確立懇談会の開催 ・市民団体活動支援	人権同和政策課
			・団体の交流を回り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業を検討します。	58	・市民団体の活動支援	・狭山事件を考える東御市民の会の活動を支援として狭山事件の再審を求める市民集會に市庁用バスの運行等を10月29日に行った。 ・団体が開催する人権研修の交付金については、実績なし。	B	B	・市民団体の活動支援	人権同和政策課
			・部落解放同盟東御市協議会の活動を支援します。	59	・部落解放同盟東御市協議会へ活動補助金の交付 ・協議会との情報の共有	・部落解放同盟東御市協議会の活動に対して補助金を交付した。 ・協議会と必要に応じて協議を行い、情報共有を図った。	A	A	・部落解放同盟東御市協議会へ活動補助金の交付 ・協議会との情報の共有	人権同和政策課

II 課題別施策の推進

課 題	施策の方向	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
I 部落差別（同和問題）	ア 部落差別（同和問題）の早期解決のために、地域での人権啓発学習会のテーマが他の人権問題となる場合でも、部落差別との関連につながる内容を取り上げるなどして継続的に進め、多くの市民が関心を持つことができるような取り組みを進めます。	1	・人権啓発学習会を北御牧（上八重原一宮）、田中、祢津地区の地区公民館で開催。R3～R4年度で市内全ての分館を対象とする。 内容…映画「ほんとの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員から日頃感じている様々な人権問題についてアンケート等を行う。 ・人権セミナーで部落差別について講演会を開催するとともに部落差別解消推進法の周知を図る。	・人権学習会を実施。新型コロナウイルス感染症対策として各分館単位から公民館で人数制限を設けて実施した。北御牧地区（6月15日～6月23日）、田中地区（7月13日～7月15日）、祢津地区（10月13日～10月21日）参加者 33区 113人。 内容…映画「ほんとの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員から日頃感じている様々な人権問題についてアンケート等を行う。 ・人権セミナーで部落差別について講演会を開催するとともに部落差別解消推進法の周知を図る。	B	B	・人権啓発学習会を北御牧（畔田～牧ヶ原）、滋野、和地区の地区公民館で開催。R3～R4年度で市内全ての地区を対象とする。 内容…映画「ほんとの空」を鑑賞し、人権同和教育指導員から日頃感じている様々な人権問題についてアンケート等を行う。 ・人権セミナーで部落差別について講演会を開催するとともに部落差別解消推進法の周知を図る。	人権同和政策課
	イ これまで実施されてきた施策の成果を生かし、残された課題について、地域の実情をふまえ、必要な事業については一般対策事業の中で実施していきます。	2	部落解放同盟東御市協議会と懇談会等を行い、必要な事業を実施する。	・人権政策確立懇談会を開催（11/18） 出席者…部落解放長野県連合会、部落解放同盟上小協議会・東御市協議会10人、市議会議員2人、東御市校長会長、市理事者・職員21人	B	B	部落解放同盟東御市協議会と懇談会等を行い、必要な事業を実施する。	人権同和政策課
	ウ 東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センター及び地域にある同和集会所を活用した各地域での交流事業を推進します。	3	・同和集会所での交流事業を実施する（オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等）。 ・北御牧人権啓発センターで交流事業を実施する（パソコン、カラオケ、健康体操、料理教室等）。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止した月もあったが下記のとおり開催した。 同和集会所（加沢、西宮）での交流事業を実施した。 内容…オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操、実施回数 42回・参加者 延べ217名 ・北御牧人権啓発センターでの交流事業を実施した。 内容…パソコン、カラオケ、健康体操、音楽療法、料理教室 実施回数 37回・参加者 延べ304名 ・人権セミナー（8/25 障がいの人権（中止）、9/22 部落差別、10/16 インターネットによる人権問題、10/24高齢者の人権 合計 135人参加）を開催した。	B	B	・同和集会所での交流事業の実施（オカリナ、カラオケ、手芸、健康体操等） ・北御牧人権啓発センターでの交流事業の実施（パソコン、カラオケ、健康体操、料理教室等） ・東御人権セミナーの実施（4回）	人権同和政策課
	エ 東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センターにそれぞれ相談員を配置し相談事業を推進します。	4	・人権啓発センターにおいて、相談員による人権相談事業を実施する。 ・人権啓発センターが同和問題及び部落差別に関する相談の窓口であることを周知する。	・各人権啓発センターにて相談員が人権に関することや悩み事などの相談に応じた。 相談件数11件	B	A	・人権啓発センターにおいて、相談員による人権相談事業を実施する。 ・人権啓発センターが同和問題及び部落差別に関する相談の窓口であることを周知する。	人権同和政策課
	オ 「えせ同和行為」を排除するため、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。	5	法務局等の関係機関と連携し、啓発に取り組みます。	・経済産業省中小企業庁作成の「許すな「えせ同和行為」」DVDの東御市企業人権同和教育連絡協議会加盟企業への貸出を開始。貸出実績なし。	B	B	法務局等の関係機関と連携し、啓発に取り組みます。	人権同和政策課
2 子どもの人権	ア 子ども自らが人権文化創造の主体として行動していけるよう、子育て支援センター、各地区の児童館・児童クラブ、保健センターなどでの子育てグループ等の支援を通じ、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。特に子どもの人権をおびやかす虐待については、予防・早期発見・早期対応が重要です。	6	・子どもの人権に関する相談に対して、人権よう相談、心配ごと相談に対応し、内容に応じて、各種相談機関を紹介する。 ・子どもの人権感覚を育成するため、上田地域人権啓発ネットワーク協議会が実施する人権の花運動（和小学校）に協力をする。	・上田地域人権啓発ネットワーク協議会が実施する人権の花運動（和小学校）に協力した。	A	A	・子どもの人権に関する相談に対して、人権よう相談、心配ごと相談に対応し、内容に応じて、各種相談機関を紹介する。 ・子どもの人権感覚を育成するため、上田地域人権啓発ネットワーク協議会が実施する人権の花運動（滋野小学校）に協力をする。 ・人権セミナーで子どもの人権について開催する。	人権同和政策課
	ア 子ども自らが人権文化創造の主体として行動していけるよう、子育て支援センター、各地区の児童館・児童クラブ、保健センターなどでの子育てグループ等の支援を通じ、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。特に子どもの人権をおびやかす虐待については、予防・早期発見・早期対応が重要です。	7-1	・虐待等防止総合対策推進協議会主催の講演会への参加	・コロナ禍のため、虐待等防止総合対策推進協議会主催の講演会が中止になった。	—	—	・虐待等防止総合対策推進協議会主催の講演会への参加	子ども家庭支援室
	ア 子ども自らが人権文化創造の主体として行動していけるよう、子育て支援センター、各地区の児童館・児童クラブ、保健センターなどでの子育てグループ等の支援を通じ、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。特に子どもの人権をおびやかす虐待については、予防・早期発見・早期対応が重要です。	7-2	・市民と協働の子育て支援環境を整えるため子育て支援サポーターの活動を推進する。 ・各地区の育児サークルの活動支援（のびのびっこ、外あそびの会） ・NP（ノーパディパーフェクト）プログラムの開催と修了者の自主グループ化支援・活動支援。	・市民と協働の子育て支援環境を整えるため子育て支援サポーターの養成講座・フォロー講座を開催した。 ・各地区の育児サークルの活動支援を行った。（のびのびっこ、外あそびの会） ・NP（ノーパディパーフェクト）プログラムを1コース開催した。	B	A	・市民と協働の子育て支援環境を整えるため子育て支援サポーターの活動を推進する。 ・各地区の育児サークルの活動支援（のびのびっこ、外あそびの会） ・NP（ノーパディパーフェクト）プログラムの開催。	子育て支援課

課 題	施策の方向	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
2 子どもの人権	イ 医師、警察、児童相談所、福祉・教育関係者等により組織されている東御市児童虐待防止ネットワークを活用し、各機関が連携して早期発見に努め、児童とその家族への支援を図ります。	8	・児童虐待防止ネットワークにおける情報共有により被害者の早期発見に努め、早期対応を図る。	・児童虐待防止ネットワークにおける情報共有により被害者の早期発見に努め、早期対応を図ることができた。 市内保育園、小中学校へ児童虐待の対応についてのチラシを配布した。	B	B	・児童虐待防止ネットワークにおける情報共有により被害者の早期発見に努め、早期対応を図る。	子ども家庭支援室
	ウ 妊娠初期から保護者に対する愛着形成等の支援に努めます。	9	健康、訪問等における観察、早期発見、早期対応及び保護者へのメディアリテラシー教育 ・乳幼児健診 ・新生児、乳児訪問 ・離乳教室 ・産後ケア事業 妊娠期からの愛着形成の促進 ・もうすぐママパパ学級 ・妊産婦相談訪問	健康、訪問等での観察、保護者への啓発、育児不安解消による虐待未然防止を図った。 ・乳幼児健診50回、延べ961名 ・新生児、乳児訪問の実施 ・離乳教室18回、参加175名 ・産後ケア利用81名(通所・宿泊) ・ママパパ学級6回、延べ77名 ・妊産婦相談訪問 産後ケア事業の周知を図る。 引き続き、健診未受診者の状況確認を行う。	B	B	健康、訪問等における観察、早期発見、早期対応及び保護者への健康教育 ・乳幼児健診 ・新生児、乳児訪問 ・離乳教室 ・産後ケア事業 妊娠期からの愛着形成の促進 ・もうすぐママパパ学級 ・妊産婦相談訪問	健康保健課
	エ 子どもにとって、家庭内でのしつけや教育は重要な意味を持っています。家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、しつけや家庭教育など子どもに関する相談機関の周知と家庭・地域・学校との連携強化を図り、子育て支援ができる体制の充実を図ります。	10	・養育支援訪問事業における中核会議で家庭の育児力や家事支援の必要性について協議し、必要な支援をする。要保護児童地域対策協議会と連携し家庭支援を行う。 ・初めての赤ちゃんひろば(生後1〜3か月の母子対象)の開催。	・養育支援訪問事業における中核会議で家庭の育児力や家事支援の必要性について協議し、ヘルパー派遣を実施した。また要保護児童地域対策協議会実務者会議において、各家庭の支援方法について協議し、必要な家庭に対し家庭支援を行った。 ・初めての赤ちゃんひろば(生後1〜3か月の母子対象)を7回開催し、育児不安の解消や孤立予防に努めた。	B	A	・養育支援訪問事業における中核会議で家庭の育児力や家事支援の必要性について協議し、必要な支援をする。要保護児童地域対策協議会と連携し家庭支援を行う。 ・初めての赤ちゃんひろば(生後1〜3か月の母子対象)の開催。	子育て支援課
	オ 地域社会では、子ども会育成連絡協議会や青少年育成市民会議、青少年センターの活動をとおりて、子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。	11	子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動を推進するため、下記の事業を行う。 ・子どもフェスティバル ・放課後の子ども遊び体験事業「げんき塾」 ・親子自然ふれ合い学校(ジュニア野外体験活動事業) ・東御清翔高校と青少年補導委員会による美化活動	子どもフェスティバル〜コロナにより中止 放課後の子ども遊び体験事業「げんき塾」市内小学校合計8回 親子ふれ合い学校(ジュニア野外体験活動事業)→コロナにより中止 東御清翔高校と青少年補導委員会による美化活動3回	B	A	子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動を推進するため、下記の事業を行う。 ・子どもフェスティバル ・放課後の子ども遊び体験事業「げんき塾」 ・親子自然ふれ合い学校(ジュニア野外体験活動事業) ・東御清翔高校と青少年補導委員会による美化活動	教育課
	カ ネットトラブルから子どもたちを守るために、家庭・地域・学校と連携をして、出前講座や講演会などを実施し、ネットリテラシーを中心としたメディアリテラシー教育の推進を図ります。	12	・学校(教諭、児童・生徒)、地域、保護者、青少年関係者等への啓発学習会 ・乳幼児を持つ保護者向けの出前講座 ・ネットリテラシー学習会・講演会・出前講座等の開催	児童・生徒向け出前講座29回 教諭、保護者向け出前講座8回 青少年補導委員会向け出前講座2回 計39回 延べ参加者2,527名 ※コロナ禍ではあったが、感染対策を行い、出前講座数及び参加者数は前年度より増加した。また、低学年への親子出前講座や東部中は外部講師による講演会などを実施するなど充実したメディアリテラシー教育の推進を図った。	A	A	・学校(教諭、児童・生徒)、地域、保護者、青少年関係者等への啓発学習会 ・乳幼児を持つ保護者向けの出前講座 ・ネットリテラシー学習会・講演会・出前講座等の開催	教育課
	キ いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対応ができるよう、学校における道徳教育(人権教育)やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実や児童会・生徒会における交流活動等の取組を推進していきます。また、子ども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。さらに、小中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。	13	・いじめ・不登校対策連絡協議会を開催する。 ・いじめ・不登校に対応する。 いじめアンケートの内容を工夫し、いじめの根絶につなげる。 市教委が個別の不登校の状況を共有し、学校の支援、指導とともに子ども家庭支援準備室も加わり、保護者家庭への支援を進めていく。支援体制を支える。 ・各学校ごと、児童虐待に対応する。	・いじめ・不登校対策連絡協議会を開催した(毎年夏に1回)。 ・コロナ禍による休校中に家庭での生活のリズムを確保呼びかけた。 ・いじめ・不登校の状況について、各小中学校から市教委へ毎月報告をしてもらい、定例教育委員会、市校長会及び市教頭会で情報共有をした。SC、SSW、福祉課等と連携して対応した。 ・各学校において、いじめ・不登校等対策委員会が情報共有を行い、チーム支援を実施した。 ・いじめアンケートを実施した(小学校：毎月、中学校：毎学期)。	A	A	・いじめ・不登校対策連絡協議会を開催する。 ・いじめアンケートの実施に際し、アンケート内容を工夫し、いじめの根絶につなげる。 市教委が個別の不登校の状況を共有し、学校の支援、指導とともに子どもサポートセンターと連携し、保護者家庭への支援を進めていく。	教育課
3 女性の権利	ア 女性の権利は、慣習や男性の意識を改革していくことが重要であり、また、女性自身の意識改革と行動変容を積極的に行うことが必要であるため、男女共同参画社会の構築に向けて、教育と啓発を行います。	14	・男女共同参加週間(6月23日〜29日)について市報等での啓発を行う。 ・男女共同社会の実現に向け、「男女共同参画のつどい」を開催する。	コロナ禍のため中止	—	—	・男女共同参加週間(6月23日〜29日)について市報等での啓発を行う。 ・男女共同社会の実現に向け、「男女共同参画のつどい」を開催する。	人権同和政策課
		15	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。(北御牧地区・田中地区) ・男女共同参画推進のための各種講座・学習会を開催する。 ・女性団体の活動支援 ・男女共同参画啓発のため、男女共同参画推進会議だよりの発行	・コロナ禍のため、男女共同参画まちづくり地区懇談会は中止とした。 ・男女共同参画推進に向けたワークショップの研修会実施。 ・人権研修会等に取り組む女性団体連絡協議会の活動を支援した。 ・男女共同参画推進会議だより1回発行。 人権と暮らしについての意識調査や地域に根ざし頑張る団体を取り上げた。	B	B	・男女共同参画まちづくり地区懇談会を開催する。(北御牧地区・田中地区) ・男女共同参画推進のための各種講座・学習会を開催する。 ・女性団体の活動支援 ・男女共同参画啓発のため、男女共同参画推進会議だよりの2回発行	人権同和政策課
	イ 社会に根強く残る男女の役割を固定的にとらえる人々の意識を変えていくためには、あらゆる場面での教育・啓発が必要になることから、学校教育だけでなく、就学前教育・保育から生涯学習の場において教育・啓発を進めます。同時に、女性自らの健康を守るため性と生殖に関する健康の視点に立った教育・啓発を進めます。	16	思春期保健事業による啓発 ・中学生へのびあ健康教育の実施(同世代の仲間との共感、価値観の共有により、進路、生き方、性と生殖について自己決定能力を高める。)	新型コロナウイルス感染予防のために、外部講師による健康教育は中止になった。 通常の人権教育の中で取り組んだ	—	—	思春期保健事業による啓発 ・中学生へのびあ健康教育の実施(同世代の仲間との共感、価値観の共有により、進路、生き方、性と生殖について自己決定能力を高める。)	健康保健課
	ウ 女性の社会的自立へ向け、女性の職場における活躍の推進のために事業主への啓発を進め、女性の就労を促進すると共に、女性の各種委員会・審議会等への積極的な登用、地域活動への参加を図る取り組みを進めます。	17	・男女共同参画行政推進会議との連携 行政における審議会や各種委員会への女性の参画状況を調査し、積極的な登用を促す。	男女共同参画行政推進会議を通して審議会等への女性の参画状況の調査した。委員改選時に女性の積極的な登用を促すことを依頼した。	B	B	・男女共同参画行政推進会議との連携 行政における審議会や各種委員会への女性の参画状況を調査し、積極的な登用を促す。	人権同和政策課
	エ 活力ある社会づくりに向け男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりに取り組みます。	18	市民から作品を募集する男女共同参画啓発事業を実施する。 企業の取り組みの紹介等の情報発信をしていく。	男女共同参画啓発事業「家族時間を応援します〜コロナ禍での川柳・エッセー・ド・写真募集」より、家庭での役割や家事分担の見直しにつながる新たな取り組みをした。	B	B	市民から男女共同参画川柳作品を募集する男女共同参画啓発事業を実施する。 企業の取り組みの紹介等の情報発信をしていく。	人権同和政策課
	オ ドメスティック・バイオレンス(DV)、ハラスメント(嫌がらせ)、性犯罪などの女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動を強化し、人権相談、支援体制を充実します。	19	・引き続き女性相談員を配置し、女性相談の全般に対応し、支援の強化を図る。	・福祉事務所に女性相談員を1名配置し、女性相談の全般に対応することができた。	A	A	・引き続き福祉事務所に女性相談員を1名配置し、女性相談の全般に対応し、支援の強化を図る。	福祉課

課 題	施策の方向	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
3 女性 の人権	オ ドメスティック・バイオレンス（DV）、ハラスメント（嫌がらせ）、性犯罪などの女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動を強化し、人権相談、支援体制を充実します。	20	女性に対する暴力根絶に向けた情報発信をする。 女性弁護士による法律相談を6回実施する。	・女性に対する暴力根絶、女性の相談窓口について市報による啓発を福祉課とともに実施した。 ・女性弁護士による法律相談を6回実施した。相談件数16件	B	B	女性に対する暴力根絶に向けた情報発信をする。 女性弁護士による法律相談を6回実施する。	人権同和政策課
4 障がい者 の人権	ア 障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「共生社会の実現」の普及促進を進めるとともに、さまざまな機会を通して障がい者が抱える多様な課題について認識を深め、障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や意識啓発を図ります。	21	ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開催する予定。	・コロナ禍のため、ハートをつなぐ障がいセミナーが中止となった。	—	—	ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開催する。	福祉課 子ども家庭支援室
	イ 平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がい者を理由とする差別の解消に向けて推進していきます。	22	・市民の関心と理解を深めるため、セミナー等を開催する予定。 ・事業所に対し、障がい者への適切な対応がとれるよう働きかける取り組みを行う。	・コロナ禍のため、ハートをつなぐ障がいセミナーが中止となった。 ・民間介護・福祉事業所連絡会と連携を図るため話題提供を行った。（12/13）	B	B	ハートをつなぐ障がいセミナーを2回開催する。 民間介護・福祉事業所連絡会への情報提供を重ね、必要に応じ学習会等を開催する。	福祉課 子ども家庭支援室
	ウ 障がい者やその家族の方の相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努めます。	23	講演会や相談の周知を、関係機関と連携し、継続して実施する。	精神疾患等の正しい知識の普及と理解促進のための講演会、相談を実施した。 ・精神保健講演会 3月3日 新型コロナまん延防止にてWEB配信 ・こころの相談 24回実施 45件	A	A	講演会や相談の周知を、関係機関と連携し、継続して実施する。	健康保健課
		24	・障がい者の人権をテーマに講演会を開催する（人権セミナー） ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・障がい者の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。	・障がい者の人権をテーマの人権セミナーは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して12回実施した。 ・障がい者の人権に関する相談実績なし。	—	—	・障がい者の人権をテーマに講演会を開催する（人権セミナー） ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・障がい者の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。	人権同和政策課
	エ 障がい者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。	25	・ボランティアに対して情報提供を行う。 ・地域のボランティア活動推進のための「福祉の森ふれあいフェスティバル」等の活動を支援する。	・「福祉の森ふれあいフェスティバル」はコロナ禍のため中止となった。 ・ボランティアに対する情報提供の場としている「重度障がい児(者)希望の旅（11/30）」事業に対し補助を行い、ボランティア活動の推進を支援した。	B	B	ボランティアに対する情報提供の場としている「重度障がい児(者)希望の旅」「福祉の森ふれあいフェスティバル」等の活動を支援する。	福祉課
5 高齢 者の人権	ア 高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような	26 -1	・各種講座やイベント等の交流機会の提供をする。 ・技能講座や教養講座等を開講する。	・シニア大学事業を実施した。 全講座合計 11回 参加人数 38人	B	B	・シニア大学等の交流機会の提供をする。 ・技能講座や教養講座等を開講する。	生涯学習課
		26 -2	・高齢者が気軽に参加できるスポーツを普及、振興する。	・シニア大学でゲートボールの講座を開設した 参加人数11人	B	B	・シニア大学等で高齢者が気軽に参加できるスポーツを普及、振興する。	生涯学習課
	イ 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。	27	・市報、FMとうみ、市ホームページ等を活用し、地域住民への普及啓発を図る。 ・医療、介護、福祉、地域等の連携強化のため、多職種連携会議や地域ケア会議を開催する。	・市報・市ホームページ等への掲載や各地区公民館にて出張相談窓口の開設により医療と介護の総合相談窓口や地域包括ケアシステム等について地域住民への普及啓発を図った。 ・多職種連携会議1回（12/22） ・地域ケア推進会議2回（11/22・3/11） ・市内医療機関の訪問（15ヵ所） ・成年後見制度相談会1回（2/22）相談者3名 ・認知症サポーター養成講座8回（北御牧中5/28・10/12、東御交番6/10、こころ6/25、レッツ号9/27、お助け丸10/11・11/24、身障協12/15） 延べ受講者数153名 ・虐待防止総合対策推進協議会1回（9/2） ・高齢者権利擁護相談・対応102件	B	B	・市報、FMとうみ、市ホームページ等の活用及び市民を対象とした講座等の開催により、医療と介護の総合相談窓口や地域包括ケアシステム等について地域住民への普及啓発を図る。 ・医療、介護、福祉、地域等の連携強化のため、多職種連携会議、地域ケア会議、医療機関との連携会議等を開催する。	福祉課
	ウ 高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図ります。また、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策、成年後見のさらなる普及啓発を行います。	28	・高齢者の権利擁護について市報、FMとうみ、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・高齢者権利擁護相談の実施	・成年後見制度相談会1回（2/22）相談者3名 ・認知症サポーター養成講座8回（北御牧中5/28・10/12、東御交番6/10、こころ6/25、レッツ号9/27、お助け丸10/11・11/24、身障協12/15） 延べ受講者数153名 ・虐待防止総合対策推進協議会1回（9/2） ・高齢者権利擁護相談・対応102件	B	B	・高齢者の権利擁護について市報、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・高齢者権利擁護相談の実施	福祉課
		29	・高齢者の人権をテーマに講演会を開催する（人権セミナー） ・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・高齢者の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。	・人権セミナーで10月29日に高齢者の人権について講演会を実施した。講師：社会福祉法人恵心福祉協会 理事長 小林彰氏 参加人数 52名 ・よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して12回実施した。 ・高齢者の人権に関する相談があれば、電話等での問い合わせに応じて各種関係機関の相談事業を紹介した。	B	B	・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・高齢者の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。	人権同和政策課
	エ 高齢者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。	30	・宿泊や日帰り旅行を通じて、在宅で介護している家族のリフレッシュを図り、在宅介護者相互の交流の機会となる在宅介護者リフレッシュ事業を行う。 ・地域の方と気軽に交流ができる「通いの場」の立ち上げ、継続、支援を実施する。	・在宅介護リフレッシュ事業2回（7/8・10/28） ・通いの場新規立ち上げは0か所であったが、継続支援及び新規立ち上げに向けての検討会議を16回実施 ・生活支援協議体会議1回（11/2）	B	B	・地域の方と気軽に交流ができる「通いの場」の立ち上げ、継続、支援を実施する。 ・地域の支えあい体制づくりについて共有・協議をするため生活支援協議体会議を開催する。	福祉課
	オ 振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。	31	・高齢者への被害防止策として市報、FMとうみ、市ホームページ等を活用して啓発する。	・悪質商法被害防止・特殊詐欺被害防止等のチラシの設置 ・消費者被害防止等の相談48件	B	B	・高齢者への被害防止策として市報、FMとうみ、市ホームページ等を活用して啓発する。 ・消費生活センターと連携し、消費者被害防止等の相談支援の強化を図る。	福祉課
6 外国 人の人権	ア 「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、市民一人ひとりが国際理解を深め、豊かな国際感覚を身に付け、国際化の時代に対応できる視野の広い人づくりを推進します。	32 -1	・外国人の人権に加え「ヘイトスピーチ」について啓発するとともに、相談窓口についても周知広報する。 ・人権啓発学習会、人権セミナーにおいては、他の人権問題と関連付け教育・啓発を行う。	・人権学習会等外国人の人権に加え「ヘイトスピーチ解消法」について啓発を行った。 ・相談窓口についても周知広報を行った。	B	B	・外国人の人権に加え「ヘイトスピーチ」について啓発するとともに、相談窓口についても周知広報する。 ・人権啓発学習会、人権セミナーにおいては、他の人権問題と関連付け教育・啓発を行う。	人権同和政策課
		32 -2	学校に配置しているALTと触れ合い、国際感覚を身に付けることにより視野の広い人づくりを推進する。	・ALTや外国にルーツを持つ友達との触れ合いを通して、国際感覚を身に付けるように努めた。	B	B	・ALTや友達とのふれあいだけでなく、今の社会問題にも関心を持て、理解を深める機会を多く持つていく。	教育課

課 題	施策の方向	番号	R3年度事業計画 (事業名・内容)	R3年度実施状況・課題	事業 実績 評価	人権 視点 評価	R4年度事業計画 (事業名・内容)	担当課
6 外国人の人権	イ 文化や習慣の違いなどを理解するために、外国人との交流や市の国際姉妹都市である米国オレゴン州マラス市との交流、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国であるモルドバ共和国との交流を推進します。	33	・国際友好協会(補助金交付団体)による中学生、高校生海外ホームステイ派遣事業 ・オンラインアプリケーションを使用した交流事業 ・外国籍市民との交流サロンの開催 ・ホストタウンモルドバ共和国交流事業	・中学生ホームステイ派遣事業(中止) ・高校生ホームステイ派遣事業(中止) ・オンラインアプリケーションを使用した交流事業 ・外国籍市民との交流サロンの開催(中止) ・ホストタウンモルドバ共和国交流事業 ・東御市国際友好協会への補助金による支援(中止)	—	—	・国際友好協会(補助金交付団体)による中学生、高校生海外ホームステイ派遣事業 ・オンラインアプリケーションを使用した交流事業 ・外国籍市民との交流サロンの開催 ・ホストタウンモルドバ共和国交流事業	地域づくり支援室
	ウ 市民団体による国際交流について支援します。	34	・国際交流を推進している市民団体の活動費に対し補助金等による支援を実施。	・東御市国際友好協会への補助金による支援(中止)	—	—	・国際交流を推進している市民団体(東御市国際友好協会)の活動費に対し補助金等による支援を実施。	地域づくり支援室
	エ 言語の違いによるコミュニケーション不足が、様々な問題を引き起こしている傾向があります。外国語の生活ガイドによる支援や総合的な相談窓口の設置、就職相談や人権相談などその内容に応じた相談窓口の情報提供など相談体制の充実に努めるほか、国の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。	35	外国人コミュニケーションが、外国籍住民に対し、以下の相談事業を行う。 ・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者、児童支援 ・子育て：保育園の保護者、児童支援 ・翻訳：市民への通知、市民病院での通訳	外国人コミュニケーションが、外国籍住民に対し、片内各部署や国等の関係機関とも連携を図りながら、左記事業計画の相談支援事業を行った。	B	A	外国人コミュニケーションが、外国籍住民に対し、以下の相談事業を行う。 ・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者、児童支援 ・子育て：保育園の保護者、児童支援 ・翻訳：市民への通知、市民病院での通訳	生活環境課
7 インターネットによる人権問題	ア プライバシーや名誉を傷つける情報はもとより、差別を助長、誘発し人権を侵害する事象に対しては、法務局をはじめとする関係機関・団体と連携し、有効な方策について研究しながら問題の解決を図ります。	37	差別事象、人権侵害が発生した場合には、関係機関と連携し、対応を協議する。	インターネットによる人権問題について相談事例がなかった。	—	—	差別事象、人権侵害が発生した場合には、関係機関と連携し、対応を協議する。	人権同和政策課
	イ 一人ひとりがネットリテラシーを習得し、正しい理解や認識を深めるための教育、啓発活動を推進します。	38	・インターネットによる人権問題をテーマに講演会(人権セミナー)を開催する。	・人権セミナーでインターネットによる人権問題をテーマに講演会を開催した。講師：長野県人権啓発センター人権啓発・相談員 篠原康弘 氏 参加者 36名	A	A	人権尊重のまちづくり市民の集い(12/10)。会場：東御市中央公民館)の開催。講演講師は、(一社)インターネット・ヒューマンライツ協会代表スマイリーキクチ氏を予定。	人権同和政策課
	ウ 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るため、事前登録による本人通知制度の普及に努めます。	39	・市広報紙等による本人通知制度の周知	・広報紙による周知。(6月1日号) ・今後も継続し市民への周知を図る。	B	B	・市広報紙等による本人通知制度の周知	市民課
8 LGBTなどの性的マイノリティの人権	ア LGBTなどの性的マイノリティの方が抱える様々な問題解決に向けて、多様性についての認識や理解を深め、尊重することができるとする社会の実現を目指します。	40	差別事象、人権侵害が発生した場合には、関係機関と連携し、対応を協議する。	LGBTなどの性的マイノリティの方々の人権問題についての相談事例がなかった。	—	—	差別事象、人権侵害が発生した場合には、関係機関と連携し、対応を協議する。	人権同和政策課
	イ 当事者が抱える悩みや問題の解決に向けた施策について、関係機関・団体と連携し、様々な取り組みを推進します。	41	関係機関・団体と連携し、悩みや問題解決に向けた取り組みを推進する。	関係機関・団体と連携し、悩みや問題解決に向けた取り組みを推進した。	B	B	・パートナーシップ制度の制定に向けた取り組みを推進する。	人権同和政策課
	ウ 当事者やその関係者からの様々な相談に適切に対応するため、専門支援機関や医療関係者等と連携して相談体制の充実に努めます。	42-1	・人権よろず相談、心配ごと相談を実施する。 ・関係機関等と連携し、事案に応じた適切な措置を講じる。	・学校からの要請により、人権同和教育指導員を派遣し、教職員の人権同和教育研修を実施。 ・人権同和教育の授業づくりや資料作りに協力し、正しい知識の普及に努めた。	A	A	・教職員の人権同和教育に関する研修会の充実(部落差別をはじめ様々な人権課題について、東御市の人権同和教育の取組など)	人権同和政策課
		42-2	擁護教諭、心の教室相談員を各校に配置し、相談体制を整え、支援が必要な児童・生徒に対してきめ細かい対応を行います。	・養護教諭や心の教室相談員などを含めた相談体制を充実させ、支援が必要な児童・生徒へのきめ細かい対応に努めた。	B	B	・子どもサポートセンターと連携しながら、校内の相談体制、支援体制の充実を図っていく。	教育課
	エ 性の多様性に対する理解を進める教育、啓発活動の取り組みを推進します。	43	・R2にLGBTなどの性的マイノリティの人権について人権セミナーを開催したため、R3においては実施予定はないが、他の人権問題と関連付け、市報等あらゆる機会を活用し啓発を行う。	・人権問題と関連付け、人権学習会等で啓発を行った。	B	B	・R2にLGBTなどの性的マイノリティの人権について人権セミナーを開催したため、R4においては実施予定はないが、他の人権問題と関連付け、市報等あらゆる機会を活用し啓発を行う。	人権同和政策課
9 その他の人権	ア それぞれの人権を尊重する姿勢が問われていることから、市民への正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発を積極的に行います。	44-1	・教職員の人権同和教育に関する研修会の充実(部落差別をはじめ様々な人権課題について、東御市の人権同和教育の取組など)	・教職員の人権同和教育に関する研修会の充実を図るとともに、授業づくりへの相談や協力を行った。	A	A	・教職員の人権同和教育に関する研修会の充実を行っていく。積極的に授業実践や教材化の相談に応じていく。	教育課
		44-2	・市民への教育・啓発のため、人権同和教育指導主事、指導員及び指導委員の人権同和教育に関する研修会の充実を図る。	・人権同和教育指導委員の人権同和教育に関する研修会として全国隣保館連絡協議会東日本ブロック会第8回スキルアップ研修「LGBTが言えないホントのトコロ」の視聴。	B	B	・市民への教育・啓発のため、人権同和教育指導主事、指導員及び指導委員の人権同和教育に関する研修会の充実を図る。	人権同和政策課
	イ COVID-19などの新たな感染症や災害が発生した際には、さまざまな差別や偏見が起きてきます。こうした差別や偏見は、部落差別やハンセン病などの人権問題と共通する人権意識が浮き彫りとなってきます。こうした点を踏まえ、他の人権問題と関連付けた教育・啓発も行っています。	45	・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・その他の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。 ・人権啓発学習会、人権セミナーにおいては、他の人権問題と関連付け教育・啓発を行う。	・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して12回実施した。 ・人権学習会において、コロナ禍での差別について説明を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の差別・誹謗中傷について市報やエフエムとうみで啓発を行った。	A	A	・人権よろず相談を弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、保健師、まいさば東御相談員と連携して実施する。 ・その他の人権に関する相談に対して、内容に応じて相談機関を紹介する。 ・人権啓発学習会、人権セミナーにおいては、他の人権問題と関連付け教育・啓発を行う。	人権同和政策課